

避難情報の判断・伝達マニュアル

令和6年3月

安 堵 町

目 次

1. 総則	1
1-1目的	1
1-2位置づけ	1
1-3対象とする災害	1
1-4避難行動の考え方	1
1-5避難情報について	2
1-6防災情報伝達手段・体制の整備	3
1-7避難指示等の判断に関する関係機関の助言	3
2. 河川洪水	4
2-1水害の特性	4
2-2警戒すべき区間・箇所	4
2-3避難を要する区域の特定	5
2-4避難を要する区域での避難場所等の設定	7
2-5避難指示等の発令の判断基準・考え方	8
2-6避難指示等の発令	10
2-7避難指示等の伝達方法	12
2-8避難指示等の発令解除	13
参考資料	14
参考－1 災害発生タイムライン（防災行動計画）	14
参考－2 大和川流域タイムライン	15
参考－3 富雄川：災害発生タイムライン（防災行動計画）	17
参考－4 水害対応チェックリスト	18

1. 総則

1-1 目的

安堵町は奈良盆地の北西部に位置しており、大和川、富雄川、岡崎川が町の南西部で合流しているため、古くより水害が発生してきた。

また近年では、局地的豪雨など短時間で河川の増水が発生するなどにより、住民への迅速確実な避難指示のタイミングを逃したり、避難が伝わっても住民は避難しないことなどの課題も指摘されている。

このマニュアルは、災害時に備えて、避難準備（災害時要援護者）情報、避難指示等に関する発令の基準や、発令に伴い安堵町が行うべき対応について整理し、住民の迅速・円滑な避難を実現し、住民一人ひとりの生命や身体を災害の危険から守ることを目指すものである。

なお、令和3年5月に災害対策基本法が改正されたことを受け、内閣府ではこれまでの「避難勧告に関するガイドライン」から「避難情報に関するガイドライン」に改定されたことにより、本町においても従来の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」から「避難情報の判断・伝達マニュアル」に改定することとした。

1-2 位置づけ

このマニュアルは、随時、避難指示等の判断、伝達に関わる職員で内容を検討し、適宜、見直しを行うものとする。

1-3 対象とする災害

本マニュアルでは、河川洪水（水害）を対象とする。安堵町において考慮する必要のない、土砂災害や津波や高潮災害については対象としない。

1-4 避難行動の考え方

内閣府・「避難情報に関するガイドライン」（以下、「避難ガイドライン」という）を踏まえ、避難情報に対する避難行動のイメージを次の通り整理する。

■水害に関する避難行動

避難のタイプ	行動をとるタイミング	行動内容
立退き避難	【警戒レベル3】 【警戒レベル4】	自宅や施設においては命が脅かされる恐れがある場合、災害リスクある区域の外側、対象とする災害に対し、安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、避難構造の基本である。 ○避難先例 ・指定緊急避難場所 ・安全な親戚・知人宅・ホテル等
屋内安全確保	【警戒レベル3】 【警戒レベル4】	ハザードマップ等で浸水の危険性を把握した上で上階への避難により命の安全が確保する場合。 ○避難先例 ・近隣も含めたマンション等の高層階 (ただし事前に利用協定の締結等が望ましい)
緊急安全確保	【警戒レベル5】	適切なタイミングで避難できなかった、または急激に災害がひっ迫する場合など、現在よりも相対的に安全な場所に移動する場合 ○避難先例 ・自宅近くの少しでも安全な場所

1-5 避難情報について

■水害に関する避難情報

避難情報の種類	状況	行動	根拠法令
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)</p>	<p>○災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要な地域の居住者に対し発令される情報である。</p> <p>○避難に時間を要する高齢者等は、この時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立ち退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。</p>	<p>○町長から本情報が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。</p> <p>○高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。</p> <p>○具体的にとるべき行動は、「立ち退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。</p> <p>○本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>	<p>災害対策基本法第56条第2項</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)</p>	<p>○災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>○居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立ち退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。</p>	<p>○町長から本情報が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。</p> <p>○具体的にとるべき避難行動は、「立ち退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。</p>	<p>災害対策基本法第60条第1項</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)</p>	<p>○災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立ち退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>○ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、町は可能な範囲で具体的な行動例を示し</p>	<p>○町長から本情報が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。</p> <p>○具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。</p> <p>○ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立ち退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が町長から発令されるとは限らない。</p>	<p>災害対策基本法第60条第3項</p>

避難情報の種類	状況	行動	根拠法令
	<p>つつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、町は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。</p> <p>※切迫・・・災害が発生直前、または未確認だが既に発生している 蓋然性<small>がいぜんせい</small>が高い状況</p>		

1-6 防災情報伝達手段・体制の整備

避難指示等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけるためには、避難指示等の情報を速やかにかつ確実に住民に伝達することが必要であると同時に、住民が避難指示等の情報の意味を理解し、生命に係る危険性があることを認識することが重要である。

このため、住民の判断に役立つようにわかりやすい内容とすることも必要であることから、本マニュアルにおいては、避難指示等を住民等に伝達する手段や伝達先を具体的に示すとともに、避難指示等の伝達文の例文やひな形を定める。

1-7 避難指示等の判断に関する関係機関の助言

災害対策基本法の改正により、市町村長が避難指示等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができることとなった。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益である。

また、これらの機関（奈良県・郡山土木事務所、奈良地方気象台、大和川河川事務所）から能動的に助言があった場合には、これらの機関が専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、重要な判断材料となりうることに留意する。

2. 河川洪水

2-1 水害の特性

内閣府の避難ガイドラインに示される水害の特性（住民に求められる避難行動も含む。）は、以下のとおりである。町は、職員や防災関係機関、住民に対し、水害の特性や避難行動にあたっての注意点を十分周知する。

（1）外水はん濫（河川のはん濫等）

内水はん濫が先行して発生する場合も多く、内水による浸水の進行により、外水はん濫の危険性が高まった段階では避難が困難となるおそれもある。また、急流河川が決壊すると、浸水深はあまり深くなくても、はん濫水の流速が早く避難することが危険な場合がある。なお、浸水が既に始まっている場合において、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- 浸水深が50cm を上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能であること。
- 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm 程度でも危険であること。
- 浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

2-2 警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図や県水防計画を踏まえつつ、住民の避難を要する水害の発生に警戒を要する河川の区間・箇所（決壊・越水等が想定される箇所等）を次のとおりとした。

■大和川決壊・越水氾濫

1) 警戒すべき区間

- ・富雄川合流部から大和郡山市境界部まで

2) 大和川の特性

大和川は水源を笠置山地に発し、初瀬川溪谷を下り、奈良盆地より南流する佐保川、富雄川、竜田川などの大小河川を合わせながら西流し、大阪湾に注ぐ全長約 68km、流域面積 1,070km² の一級河川である。

奈良盆地では、放射状に広がる多くの支川が本川に集中して合流するため、河川のはん濫や内水被害が発生しやすい地形となっている。また流域内の都市化が進んでおり、水田やため池の保水機能が減少している。

3) 施設の整備状況

安堵町区間においては、樋門、井堰は設置されていない（河合町側に樋門が1カ所設置されている）。

4) 特に注意を要する区間

- ・水防上重要な区間（富雄川合流部から大和郡山市境界部まで）

■富雄川決壊・越水氾濫

1) 警戒すべき区間

- ・大和川合流部から安富橋付近まで

2) 富雄川の特性

富雄川は水源を生駒市高山ため池に発し、矢田丘陵地を南流し、安堵町笠目で大和川、岡崎川と合流する。

3) 施設の整備状況

富雄川においては井堰が一カ所設置されている。

4) 特に注意を要する区間

- ・重要水防区間（大和川合流部から安富橋付近まで）

■岡崎川内水

1) 警戒すべき区間

- ・大和川合流部から大和郡山市境界部まで

2) 岡崎川の特徴

岡崎川は、大和郡山市に水源を發し、南西流して笠目で大和川、富雄川と合流する。大和郡山市区間では周辺に大規模工場が立地し、安堵町に入ってからしばらく田園地帯を流れる。

3) 施設の整備状況

岡崎川においては、樋門、井堰がそれぞれ一カ所設置されている。

4) 特に注意を要する区間

- ・水防区間（特に重要な区間：大和川合流部から平成大橋まで、要水防区間：平成大橋から大和郡山市境界部まで）

■内水はん濫等の特徴

大和川、富雄川、岡崎川が合流する付近は、奈良盆地の最低地部となっており、大和川と富雄川の河床が岡崎川よりも高いため、岡崎川の排水不良による内水氾濫の危険性はなくなっていない。

2-3 避難を要する区域の特定

2-2に記載した警戒すべき区間・箇所から、避難を要する区域を下表のとおり想定する。

また、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を發表した気象官署、河川管理者に対して相互に情報交換すること。
- ・「避難を要する区域」は、浸水想定区域等を踏まえて特定したが、想定を上回る降雨の発生な度不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難指示等の發令区域を適切に判断すること。
- ・「避難を要する区域」を特定する際に参考とした浸水想定区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があるとともに、細かい地形が反映されていない。

河川名	浸水想定	避難を要する区域	災害の様相	備考
岡崎川	浸水想定または 浸水実績がある区域	笠目地区、窪田地区、 柿の里地区	全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水	
大和川	浸水想定または 浸水実績がある区域	笠目地区、窪田地区、 西安堵地区、岡崎地 区、かしの木台地区、 柿の里地区・若草の里 地区・東安堵南地区		
佐保川	浸水想定または 浸水実績がある区域	笠目地区、窪田地区、 西安堵地区、岡崎地 区、かしの木台地区、 柿の里地区、若草の里 地区		
富雄川	浸水想定または 浸水実績がある区域	笠目地区、窪田地区、 西安堵地区、柿の里地 区・若草の里地区、東 安堵地区、東安堵南、 新法隆寺興人地区、小 泉苑地区、あつみ台地 区		

2-4 避難を要する区域での避難場所等の設定

避難を要する区域の避難所は下記のとおりと想定する。

<指定緊急避難場所>

(令和5年4月1日現在)

No.	名称	所在地	電話番号	面積(㎡)	収容人員	災害時特設電話	対象災害			
							地震	洪水	内水犯濫	大規模火災
1	安堵中央公園	窪田 628-1	—	18,000(土地)	9,000	—	○	×	×	○
2	あつみ台公民館	東安堵 1-34	—	25	10	1回線	○	○	○	×
3	小泉苑公民館	東安堵 34-6	—	121	60	1回線	○	○	○	×
4	西安堵公民館	西安堵 742	57-2001	140	70	1回線	○	×	○	×
5	東安堵南公民館	東安堵 1331	—	170	90	1回線	○	○	○	×
6	岡崎公民館	岡崎 194-3	—	162	80	1回線	×	×	○	×
7	柿の里団地集会所	東安堵 1787-14	—	72	40	1回線	×	×	○	×
8	若草の里集会所	西安堵 17-64	—	65	30	1回線	○	×	○	×
9	かしの木台集会所	かしの木台 1-4-1	—	152	80	1回線	○	×	○	×
10	上窪田公民館	窪田 137	—	86	40	1回線	○	×	○	×
11	北窪田自治会館	窪田 20-1	—	99	50	1回線	○	×	○	×
12	東窪田自治会館	窪田 93-11	—	98	70	1回線	○	×	○	×
13	中窪田自治会館	窪田 394-6	—	98	50	1回線	○	×	×	×
14	下窪田自治会館	窪田 984-5	—	92	50	1回線	○	×	×	×
15	窪田中央公民館	窪田 316	57-4212	199	100	1回線	×	×	○	×
16	笠目公民館	笠目 534	57-3858	180	90	1回線	×	×	○	×

<指定避難所>

(令和5年4月1日現在)

No.	名称	所在地	電話番号	延床面積(㎡)	収容人員	災害時特設公衆電話	炊き出し施設の有無	対象災害			
								地震	洪水	内水犯濫	大規模火災
1	安堵町立安堵こども園	東安堵 785	57-2831	1,822	900	3回線	有	○	○	○	○
2	トク安堵カルチャーセンター	東安堵 879	57-2281	3,152	1,600	3回線	有	○	○	○	○
3	安堵町立安堵小学校	東安堵 1469-3	57-2004	6,732	3,400	3回線	有	○	×	○	○
4	安堵町立安堵中学校	窪田 465-1	57-2028	6,304	3,200	3回線	有	○	×	○	○
5	安堵町福祉保健センター	東安堵 853	57-1590	2,989	1,500	3回線	有	○	○	○	○
6	安堵中央公園体育館	窪田 628-1	58-4011	2,154	1,100	3回線	無	○	×	×	○
7	総合センター「ひびき」	東安堵 557-1	57-7004	4,600	2,300	3回線	有	○	○	○	○
8	安堵町交流館なでしこ	東安堵 165-1	57-1511	172	90	1回線	有	○	×	○	○
9	安堵町文化観光館「四弁花」	東安堵 1352-1	57-1540	335	170	1回線	無	○	○	○	○

＜指定避難所（福祉避難所）＞ (令和5年4月1日現在)

No.	名称	所在地	電話番号	建築年	延床面積 (㎡)	収容人員	炊き出し施設の有無	対象災害			
								地震	洪水	内水氾濫	大規模火災
1	老人総合福祉施設 あくなみ苑	東安堵 33-1	59-0070	—	—	30	—	○	×	○	○
2	特別養護老人ホーム もちの木	東安堵 218-1	59-3977	—	—	30	—	○	○	○	○

2-5 避難指示等の発令の判断基準・考え方

(1) 対象河川

具体的な基準を作成する対象を、岡崎川、大和川・佐保川及び富雄川とする。

河川名	対象量水標	水位等
岡崎川	岡崎樋門	樋門の開閉
大和川	板東（大和郡山市板東） （板屋ヶ瀬橋下流約 50m）	はん濫危険水位 4.10m 避難判断水位 3.50m はん濫注意水位 3.00m 水防団待機水位 2.00m
佐保川	番条（大和郡山市番条町） （寿橋下流約 400m）	はん濫危険水位 3.20m 避難判断水位 2.70m はん濫注意水位 2.40m 水防団待機水位 1.00m
富雄川	高安（斑鳩町高安西）	はん濫危険水位 2.60m 避難判断水位 2.10m はん濫注意水位 2.10m 水防団待機水位 1.40m

※避難判断水位：はん濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、市町村が発する避難指示等の目安となる水位

※はん濫注意水位：水防活動を行う指標となる水位

※水防団待機水位：水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。

(2) 避難すべき区域

原則として河川浸水想定区域のうち、浸水深が50cmを超えると予想されている範囲内（流速が早い地域は20cm）とする。

(3) 具体的な基準

避難指示等は、以下の基準を参考に、河川洪水予報、水位情報（はん濫注意水位、避難判断水位等）、今後の気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断する。

避難が必要となる状況が夜間・早朝になると想定される場合、基本的に躊躇することなく避難指示は発令する。その場合、降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、大雨警報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。

○岡崎川（内水）

河川名	岡崎川（岡崎樋門）
対象地区	笠目地区・窪田地区・柿の里地区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・大和川の水位上昇により、岡崎川下流にある岡崎樋門が閉鎖され、さらに水位の上昇（越水）が予想される場合（土砂災害等のおそれがないため、家屋内に浸水し始めの時は、2階等の高い安全な場所へ避難するよう指示する。） ※避難行動要支援者にあつては、高齢者等の段階で避難行動を開始する。
【警戒レベル4】 避難指示	次のいずれかに該当する場合 ・岡崎樋門の閉鎖により、家屋等への浸水があり、さらに水位（越水）の上昇が予想される場合 ・異常な漏水等が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	次のいずれかに該当する場合 ・さらに水位（越水）の上昇が予想される場合 ・岡崎樋門の故障又は破損などによる異常が発生した場合 ・決壊が発生した場合

※高齢者等避難・避難指示については、時間帯・周囲の状況・避難住民の身体状況等により判断する。

○大和川・佐保川（決壊・越水はん濫）

河川名	大和川（板東水位観測所）	佐保川（番条水位観測所）
対象地区	笠目地区・窪田地区・西安堵地区・岡崎地区・かしの木台地区・柿の里地区・若草の里地区・東安堵南地区	笠目地区・窪田地区・西安堵地区・岡崎地区・かしの木台地区・柿の里地区・若草の里地区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合 ・危険箇所において水位観測所の水位が4.18m(避難判断水位相当)に到達した場合 ・漏水等が発見された場合	次のいずれかに該当する場合 ・危険箇所において水位観測所の水位が2.53m(避難判断水位相当)に到達した場合 ・漏水等が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示	次のいずれかに該当する場合 ・危険箇所において水位観測所の水位が4.76m(氾濫危険水位相当)に到達した場合 ・異常な漏水等が発見された場合 ・消防団や住民等から避難の必要性に関する通報があった場合	次のいずれかに該当する場合 ・危険箇所において水位観測所の水位が2.97m(氾濫危険水位相当)に到達した場合 ・異常な漏水等が発見された場合 ・消防団や住民等から避難の必要性に関する通報があった場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	次のいずれかに該当する場合 ・危険箇所において水位観測所の水位が6.3m(堤防満杯水位相当)に到達するおそれがある場合 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・決壊や越水・溢水が発生した場合	次のいずれかに該当する場合 ・危険箇所において水位観測所の水位が3.66m(堤防満杯水位相当)に到達するおそれがある場合 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・決壊や越水・溢水が発生した場合

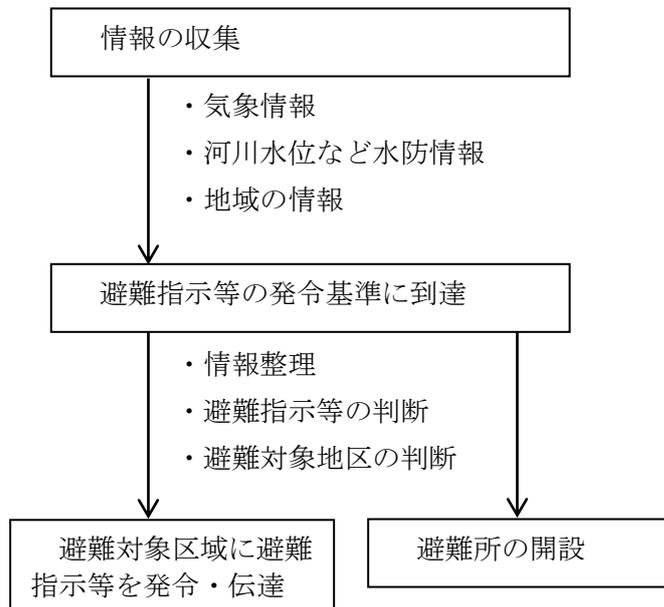
○富雄川（決壊・越水はん濫）

河川名	富雄川（高安水位観測所）
対象地区	笠目地区・窪田地区・柿の里地区・若草の里地区・西安堵地区・東安堵地区・東安堵南地区・新法隆寺興人地区・小泉苑地区・あつみ台地区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合 ・水位観測所の水位が2.1m（避難判断水位）に到達した場合 ・漏水等が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示	次のいずれかに該当する場合 ・水位観測所の水位が2.6m（氾濫危険水位）に到達した場合 ・異常な漏水等が発見された場合 ・消防団や住民等から避難の必要性に関する通報があった場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	次のいずれかに該当する場合 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・決壊や越水・溢水が発生した場合

なお、必要があると認めるときは、河川管理者や気象台等の防災知識が豊富な専門家である指定行政機関、指定地方行政機関、県に対し、避難指示等に関する事項について、助言を求める。また、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

2-6 避難指示等の発令

町は、災害が発生する恐れがある場合は、的確に避難指示等の発令を判断し、その情報を住民に伝達する。



(1) 発令に当たって確認すべき情報

避難指示等の判断基準となる気象情報、河川水位などの水防情報については、情報機器による情報収集、県、奈良地方気象台等との電話連絡による情報の収集及び消防団等より地域情報を入手する。

① 雨量情報の収集（担当：総務防災課）

奈良地方気象台、県から伝達される気象又は水防に関する情報（気象予警報、洪水警報、水防警報等）を整理するほか、「県危機管理情報システム」、「気象庁防災情報提供システム」、「気象庁ホームページ（<http://www.data.kishou.go.jp/>）」、「国土交通省市町村向け川の防災情報（<http://www.river.go.jp/>）」などを利用して、次の情報を入手し、把握する。

ア 警報・注意報

安堵町域での警報や注意報の発令状況

イ 大雨特別警報（土砂災害）

重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報

ウ 雨量情報、川の防災情報

町あるいは周辺地域の降雨量

エ 解析雨量・降水短時間予報

今後の雨量に関する予測情報

② 水位情報の収集

奈良地方気象台、県から伝達される気象又は水防に関する情報（気象予警報、洪水警報、水防警報等）を整理するほか、「県危機管理情報システム」、「気象庁防災情報提供システム」、「気象庁ホームページ（<http://www.data.kishou.go.jp/>）」、「国土交通省市町村向け川の防災情報（<http://www.river.go.jp/>）」、「大和川の水位（近畿地方整備局大和川河川事務所王寺出張所（tel0745-73-6571））」などを利用して、次の情報を入手し、把握する。

ア 洪水警報

大和川の洪水警報の発表状況

イ 水位情報

町あるいは周辺地域の河川水位

③ 地域情報の収集

次の方法などにより、現場でしか分からない地域固有の情報を入手し、把握する。

ア 巡視などによる地域情報

地域防災計画（水防計画）に基づき、配備した消防団や関係地元自治会等による河川や周辺状況の巡視により確認された地域情報について、報告を受ける。また、その必要に応じて、ヒアリングを実施し、併せて町によるパトロールを実施する。

イ 住民からの通報などによる地域情報

アのほか、町に寄せられる住民からの通報による地域の異常現象や災害関連情報について、関係各課より情報収集する。

④ 関係機関との情報交換

次の各関係機関と連絡を取り合い、相互に把握している関連情報の交換を行い、河川水位や周辺のがけや山腹などの変状に関する情報を入手する。

- ・奈良県防災統括室
- ・西和警察署
- ・西和消防署
- ・生駒市
- ・三郷町、斑鳩町
- ・郡山土木事務所
- ・大和川河川事務所

(2) 避難指示等の判断

① 情報整理

(1) で収集した情報について、予警報の種類、雨量、水位、周辺状況などを次の視点で整理する。

ア 発令されている気象予警報など

町に係る地域に次の情報が発表されているかどうかを整理する。

- ・大雨警報（あるいは洪水警報、浸水警報）
- ・土砂災害警戒情報
- ・記録的短時間大雨情報

イ 雨量

町及び町上流域の雨量計における、時間雨量、日雨量、累計雨量等の観測値を整理する。また、短時間雨量予測などにより、今後も雨が降り続くのかどうかを整理する。

ウ 水位

町及び町上流域の河川の水位観測所において、次の情報が確認されているかどうかを整理する。

- ・はん濫注意水位を超過
- ・避難判断水位を超過

② 避難指示等の判断

①で整理した情報を基に、判断基準表を参考に避難指示等の発表について検討を行う。ただし、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）などを総合的に勘案する。

③ 避難対象地区の判断

①で整理した情報を基に、浸水想定区域の分布状況を勘案して、避難対象地区を判断する。

(3) 避難所の開設

避難所の開設本部長は、避難指示等の発令を判断したときは、次のように避難所を開設する。

なお、避難所開設・運営の詳細は避難所運営マニュアルを参考とする。

2-7 避難指示等の伝達方法

(1) 伝達先、伝達手段

避難指示等の伝達手段は、伝達先別に概ね次の役割分担で実施する。

① 住民への伝達

ア 町全域など広域を対象とするとき

- ・町内全域放送装置
- ・新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表
- ・広報車による巡回広報
- ・その他

イ 特定の地域を対象とするとき

- ・町内全域放送装置
- ・大字総代及び自治会長による伝達組織を利用した広報
- ・広報車による巡回広報
- ・その他

② 要援護者・福祉関係機関への伝達

- ・避難支援する事前登録者へ連絡
- ・要援護者及び避難行動要支援者の事前登録者へ連絡
- ・要援護者の避難所となる施設へ連絡

③ 防災関係機関への伝達

本部事務局は、避難指示等を発令したときは、次頁の様式に必要事項を記入し、放送事業者、県(防災統括室)などへFAX等により送付するとともに、その他、次の機関に電話連絡する。

- ・消防団
- ・西和警察署
- ・西和消防署
- ・その他

【避難指示等の伝達方法】

下記の例文を参考に、事態状況に応じた伝達内容を確認する。

〈警戒レベル3（高齢者避難）の伝達文例〉

こちらは安堵町です。ただ今、〇〇川が氾濫するおそれがある水位に近づいています。〇時〇分に〇〇地区に対して警戒レベル3、高齢者等の避難を発令します。

お年寄りの方等避難に時間がかかる方はやその支援者は、危険な場所から避難場所や安全な知人宅などに速やかに避難してください。

それ以外の方も、危険だと思われる方は安全な場所に避難してください。

〈警戒レベル4（避難指示）の伝達文例〉

こちらは安堵町です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して警戒レベル4、避難指示を発令します。

今すぐ危険な場所から避難場所や安全な知人宅などに速やかに避難してください。

避難場所などに避難することが危険な場合は、屋内の高い場所や近くの高い建物に移動するなど身の安全を確保してください。

〈警戒レベル5（緊急安全確保）の伝達文例〉

安堵町長の〇〇（安堵町）です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して警戒レベル5、緊急安全確保を発令します。

命の危険が迫っています。屋内の高い場所や近くの高い建物に移動するなど身の安全を確保してください。

2-8 避難指示等の発令解除

次に掲げる場合に該当し、かつ、水害による住民の生命に危険が無くなったと判断される場合には、避難指示等を解除するとともに、解除した旨の情報を2-7に記載した伝達方法・伝達先と同様に伝達する。

- 奈良地方気象台が大雨・洪水警報を解除した場合
- 奈良地方気象台等が洪水注意報を解除した場合
- 河川の水位が下がり、今後上昇するおそれのない場合
- 浸水が発生している場合は、水が引くとともに、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合

参考-2 大和川流域タイムライン

流域タイムライン（令和4年度版）板東水位観測所

河川水位	状況	気象台	大和川河川事務所	奈良県	安堵町
3日前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・3日前に台風が大和川流域に影響する恐れ ・3日後に大雨が予想され大和川流域に影響する恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風に関する奈良県気象情報発表（随時） ・早期注意情報発表（中・高） ・奈良県気象情報発表（随時） 			
		<ul style="list-style-type: none"> ※ 大雨・洪水注意報発表 ※ 大雨・洪水警報発表 ・台風説明会 		<ul style="list-style-type: none"> 水防配備体制：第1配備 水防配備体制：第2配備 <small>（注意報発表：第1配備、警報発表：第2配備）</small> 	
1日前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・1日後に台風が大和川流域に影響する恐れ ・1日後に大雨が大和川流域に影響する恐れ 				
水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団待機水位超過 板東水位観測所 2.0m 		<ul style="list-style-type: none"> 水防警報（待機）発表 注意体制 水防警報（準備）発表 	<ul style="list-style-type: none"> 水防配備体制：第1配備 水防配備体制：第2配備 	<ul style="list-style-type: none"> 警報警戒動員体制
氾濫注意水位	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水注意水位超過 板東水位観測所 3.0m 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報（氾濫注意情報）発表 			
			<ul style="list-style-type: none"> 関係機関でWEB会議を実施（これ以降、常時接続）※板東上流域における12時間積算最大雨量80mm超過で開催に関するメールを送信 		
避難判断水位	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位超過 板東水位観測所 3.5m 		<ul style="list-style-type: none"> 第一警戒体制 水防警報（出動）発表 		<ul style="list-style-type: none"> 予備動員体制
			<ul style="list-style-type: none"> 関係機関でWEB会議を実施 ※必要に応じて実施 		
氾濫危険水位	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位超過 板東水位観測所 4.1m 4.13m 4.18m 4.6m 4.7m 4.76m 4.8m 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報（氾濫警戒情報）発表 			<ul style="list-style-type: none"> 1号動員体制 避難所開設
			<ul style="list-style-type: none"> 関係機関でWEB会議を実施 ※3時間予測水位に基づく氾濫危険情報（前倒し）においても開催（水害リスクライン板東観測所で4.80mに到達する予想の場合に開催連絡） 		
氾濫発生	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生 4.86m 4.87m 5.1m 5.2m 5.4m 5.7m 5.8m 6.2m 6.3m 6.9m 7.6m 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報（氾濫発生情報）発表 ※ 大雨特別警報発表 		<ul style="list-style-type: none"> 水防配備体制：第3配備 水防配備体制：第4配備 <small>※状況に応じて、第3配備、第4配備</small> 	<ul style="list-style-type: none"> 2号動員体制 【警戒レベル3】 高齢者等避難発令 【警戒レベル4】 避難指示発令 【警戒レベル5】 緊急安全確保発令
			<ul style="list-style-type: none"> 関係機関でWEB会議を実施 ※必要に応じて実施 		

※発表等のタイミングについては、地域・事象によって異なります。また、暴風警報等の発表などにも留意し、体制や対応を考慮します。

河川水位	状況	気象台	大和川河川事務所	奈良県	安堵町
3日前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・3日前に台風が大和川流域に影響する恐れ ・3日後に大雨が予想され大和川流域に影響する恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風に関する奈良県気象情報発表（随時） ・早期注意情報発表（中・高） ・奈良県気象情報発表（随時） 			
		<ul style="list-style-type: none"> ※ 大雨・洪水注意報発表 ※ 大雨・洪水警報発表 ・台風説明会 		<ul style="list-style-type: none"> 水防配備体制：第1配備 水防配備体制：第2配備 <small>（注意報発表：第1配備、警報発表：第2配備）</small>	
1日前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・1日後に台風が大和川流域に影響する恐れ ・1日後に大雨が予想され大和川流域に影響する恐れ 				
水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団待機水位超過 番条水位観測所 1.0m		<ul style="list-style-type: none"> 水防警報（待機）発表 注意体制 	<ul style="list-style-type: none"> 水防配備体制：第1配備 水防配備体制：第2配備 	<ul style="list-style-type: none"> 警報警戒動員体制
			<ul style="list-style-type: none"> 水防警報（準備）発表 		
氾濫注意水位	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水注意水位超過 番条水位観測所 2.4m 2.53m	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報（氾濫注意情報）発表 			
			<ul style="list-style-type: none"> 第一警戒体制 水防警報（出動）発表 		<ul style="list-style-type: none"> 予備動員体制 [警戒レベル3] 高齢者等避難発令
避難判断水位	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位超過 番条水位観測所 2.7m 2.8m 2.97m	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報（氾濫警戒情報）発表 			
			<ul style="list-style-type: none"> 第二警戒体制 		<ul style="list-style-type: none"> 1号動員体制 避難所開設 [警戒レベル4] 避難指示発令
氾濫危険水位	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位超過 番条水位観測所 3.2m 3.3m	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報（氾濫危険情報）発表 			
			<ul style="list-style-type: none"> 非常体制 		<ul style="list-style-type: none"> 2号動員体制
氾濫発生	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生 3.66m 4.6m 5.0m 7.3m	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報（氾濫発生情報）発表 ※ 大雨特別警報発表 		<ul style="list-style-type: none"> 水防配備体制：第3配備 水防配備体制：第4配備 <small>※状況に応じて、第3配備、第4配備</small>	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧体制 [警戒レベル5] 緊急安全確保発令

※発表等のタイミングについては、地域・事象によって異なります。また、暴風警報等の発表などにも留意し、体制や対応を考慮します。

参考一3 富雄川：災害発生タイムライン(防災行動計画)

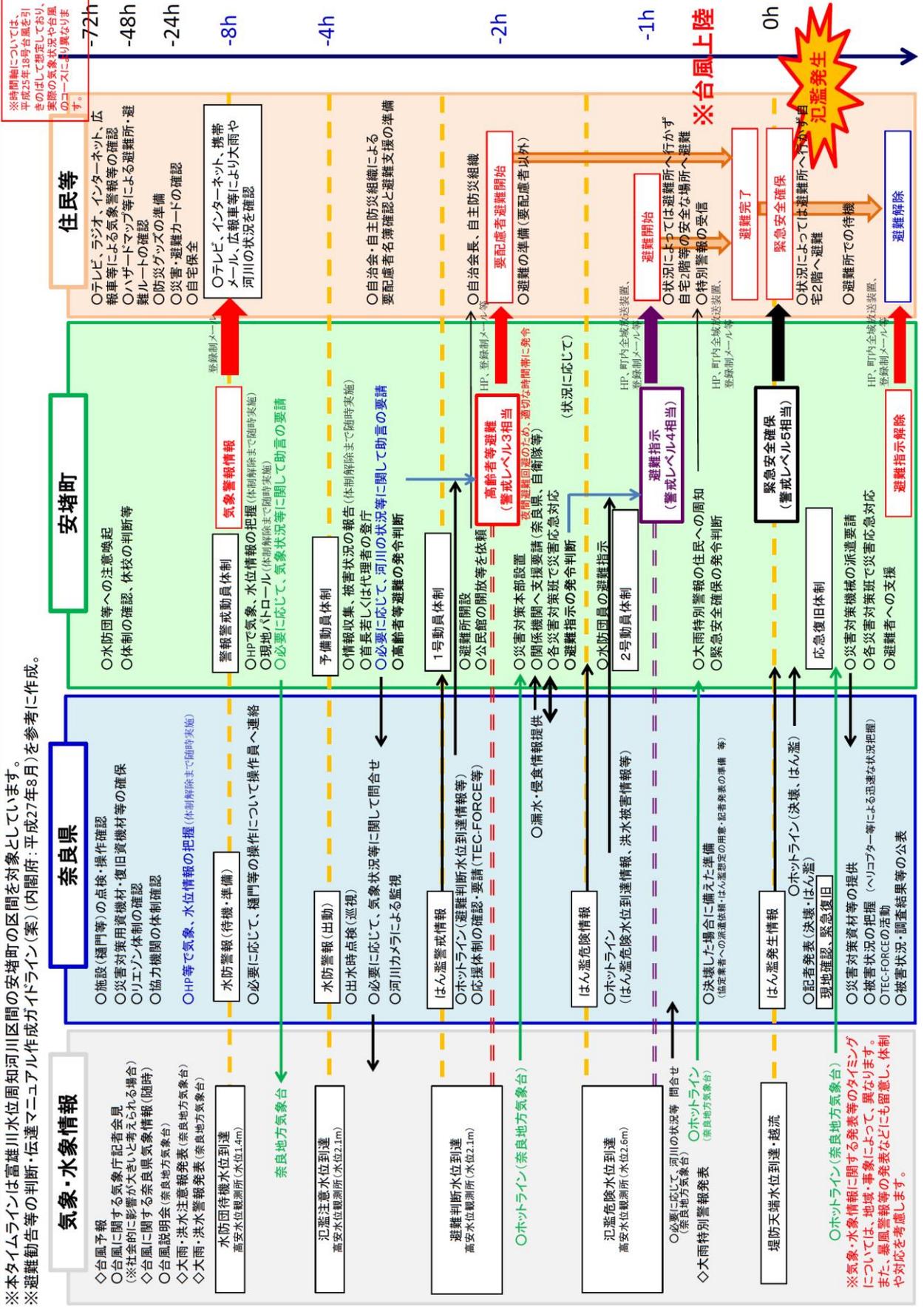
大和川水系
富雄川

台風の接近・上陸に伴う富雄川の洪水を対象とした、安堵町の
避難指示等の発令したタイムライン(防災行動計画)

令和4年5月
【安堵町・奈良県】

※本タイムラインは富雄川水位周知河川区間の安堵町の間を対象としています。

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府：平成27年8月)を参考に作成。



参考-4 水害対応チェックリスト

【安堵町】水害対応チェックリスト(大和川)

令和3年11月

河川
水位

低い

気象・水象	大和川河川事務所からの情報 ※ 随時発令される場合がある情報	市町村の対応 ※ 必要に応じて対応を行うもの	チェック欄
板東水位観測所の水位が水防団待機水位に到達した場合 【板東水位観測所(水位 2.00m)】 気象庁から大雨注意報等が発表された場合	水防警報(待機・準備) 総務課にメール、FAXにより送付	○防災体制を構築する(職員警報警戒員体制) ○連絡要員は、HPで気象、水位情報の把握・確認する(体制解除まで随時実施) ○現地パトロール(体制解除まで随時実施) * 必要に応じて気象状況等に関して助言の要請(奈良地方気象台) ○水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「待機、準備」を指示する ○市町村管理又は操作を委託されている樋門・樋管等の操作担当者に、操作に関する注意喚起を行う	
板東水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達する約1時間前 板東水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した場合 【板東水位観測所(水位 3.00m)】	水防警報(出動) 総務課にメール、FAXにより送付 洪水予報(氾濫注意情報) 総務課にメール、FAXにより送付	○水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「出動」を指示する ○防災体制を強化する(予備動員体制) ○情報収集、被害状況の報告を行う(体制解除まで随時実施) ○首長もしくは代理者が登庁し、避難指示等を発令できる体制をとる ○職員の派遣等の避難所開設の準備を指示する ○要配慮者施設、大規模事業者等に洪水予報(氾濫注意情報)を伝達する * 避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに高齢者等避難の発表の判断を行う ホットライン (大和川河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡)※氾濫危険水位に達する見込み等切迫した状況において実施 * 必要に応じて河川の状況等に関して助言の要請(大和川河川事務所) * 国交省に対するリエゾンの派遣要請について検討する	
板東水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 【板東水位観測所(水位 3.50m)】	洪水予報(氾濫警戒情報) 総務課にメール、FAXにより送付	○防災体制をさらに強化する(1号動員体制) ○水位等の監視体制を強化し10分毎の河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する ○要配慮者施設、大規模事業者等に洪水予報(氾濫警戒情報)を伝達する ○重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、高齢者等避難の発表対象地域を検討する ホットライン(奈良地方気象台から防災担当管理職へ直接電話等で連絡) ○警報発令中にさらに警戒を呼びかける状況を確認する	
板東水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合 【板東水位観測所(水位 4.10m)】	洪水予報(氾濫危険情報) 総務課にメール、FAXにより送付	○防災体制をさらに強化する(2号動員体制) ○予め定めた防災対応の全職員が体制に入る ○要配慮者施設、大規模事業者等に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する ○避難所を開設する ホットライン (大和川河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡) ○過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する	
危険箇所避難判断水位に到達した場合 【板東水位観測所(水位 4.18m)】 <警戒レベル3>	※水防警報(状況) 総務課にメール、FAXにより送付 ホットライン (大和川河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡)	○過去に洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する ●高齢者等避難を発令する ○災害対策本部を設置する ○重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難指示の発令対象地域を検討する ○関係機関(奈良県・自衛隊等)へ支援要請を行う ○各災害対策班で災害応急対応を行う * 避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難指示の発令の判断を行う ○水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める * 必要に応じて、河川事務所長へ助言を要請する * 河川事務所長へリエゾンの派遣を要請する	
危険箇所氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合 【板東水位観測所(水位 4.76m)】 <警戒レベル4>	ホットライン (大和川河川事務所から首長へ直接電話等で連絡) ※水防警報(状況) 総務課にメール、FAXにより送付	●避難指示を発令する(必要に応じて、ホットライン等により河川事務所へ対象地域を確認する) ○緊急安全確保の発令判断を行う * 必要に応じて、河川事務所長へ助言を要請する * リエゾンを通じ、河川事務所に災害対策機械の派遣などの支援を要請する ○大雨特別警報の住民への周知を行う * 水防団の活動状況を確認し、必要に応じて都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じて安全な場所に退避を指示する	
危険箇所堤防天端に水位が到達するおそれがある場合 【板東水位観測所(概ね水位 6.30m)】 (氾濫開始相当水位) <警戒レベル5>	ホットライン (大和川河川事務所から首長へ直接電話等で連絡) ※板東の洪水予報(氾濫危険情報) 総務課にメール、FAXにより送付	●氾濫シミュレーションの結果等を確認し、緊急安全確保を発令する ○各災害対策班で災害応急対応を行う ○要配慮者施設等に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する	
堤防の決壊等による氾濫が発生した場合	洪水予報(氾濫発生情報) 総務課にメール、FAXにより送付	○防災体制をさらに強化する(応急復旧体制) ○住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する ○避難者への支援を行う ○各災害対策班で災害応急対応を行う ホットライン (大和川河川事務所から首長へ直接電話等で連絡) ○災害対策用機械の派遣要請を行う * 氾濫シミュレーション結果等を確認し、必要に応じて都道府県へ自衛隊の派遣を要請する	

※「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月内閣府(防災担当))」に基づき記載しています。各項目については、各市町村の地域防災計画等に基づき見直しをお願いします。

【安堵町】水害対応チェックリスト(佐保川)

令和3年11月

河川
水位
低い

気象・水象	大和川河川事務所からの情報 ※ 随時発令される場合がある情報	市町村の対応 * 必要に応じて対応を行うもの	チェック欄
番条水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達する約3時間前 気象庁から大雨注意報等が発表された場合	水防警報(待機・準備) 総務課にメール、FAXにより送付	○防災体制を構築する(職員警報警戒員体制) ○連絡要員は、HPで気象、水位情報の把握・確認する(体制解除まで随時実施) ○現地パトロール(体制解除まで随時実施) * 必要に応じて気象状況等に関して助言の要請(奈良地方気象台) ○水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「待機、準備」を指示する ○市町村管理又は操作を委託されている樋門・樋管等の操作担当者に、操作に関する注意喚起を行う	
	水防警報(出動) 総務課にメール、FAXにより送付	○水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「出動」を指示する	
	水位周知情報(氾濫注意情報) 総務課にメール、FAXにより送付	○防災体制を強化する(予備動員体制) ○情報収集、被害状況の報告を行う(体制解除まで随時実施) ○首長もしくは代理者が登庁し、避難指示等を発令できる体制をとる ○職員の派遣等の避難所開設の準備を指示する ○要配慮者施設、大規模事業者に水位周知情報(氾濫注意情報)を伝達する * 避難が必要な状況が夜間・早期になることが想定される場合は、早めに高齢者等避難の発表の判断を行う	
	ホットライン (大和川河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡)※氾濫危険水位に達する見込み等切迫した状況において実施	* 必要に応じて河川の状況等に関して助言の要請(大和川河川事務所) * 国交省に対するリエゾンの派遣要請について検討する	
		○防災体制をさらに強化する(1号動員体制) ○水位等の監視体制を強化し10分毎の河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する ○要配慮者施設、大規模事業者に水位周知情報(氾濫警戒情報)を伝達する	
番条水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した場合 【番条水位観測所(水位 2.40m)】	ホットライン (大和川河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡)※氾濫危険水位に達する見込み等切迫した状況において実施	○重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、高齢者等避難の発表対象地域を検討する ○避難所を開設する ○過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する	
	ホットライン(奈良地方気象台から防災担当管理職へ直接電話等で連絡)	○警報発令中にさらに警戒を呼びかける状況を確認する	
	水位周知情報(氾濫警戒情報) 総務課にメール、FAXにより送付	○防災体制をさらに強化する(2号動員体制) ○予め定めた防災対応の全職員が体制に入る ○要配慮者施設、大規模事業者に水位周知情報(氾濫危険情報)を伝達する	
	水位周知情報(氾濫警戒情報) 総務課にメール、FAXにより送付	●高齢者等避難を発令する ○災害対策本部を設置する ○重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難指示の発令対象地域を検討する ○関係機関(奈良県・自衛隊等)へ支援要請を行う ○各災害対策班で災害応急対応を行う * 避難が必要な状況が夜間・早期になることが想定される場合は、早めに避難指示の発令の判断を行う	
	※水防警報(状況) 総務課にメール、FAXにより送付	○水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める	
危険箇所では番条水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 【番条水位観測所(水位 2.53m)】 <警戒レベル3>	ホットライン (大和川河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡)	* 必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する * 河川事務所長へリエゾンの派遣を要請する	
	水位周知情報(氾濫危険情報) 総務課にメール、FAXにより送付	●避難指示を発令する(必要に応じ、ホットライン等により河川事務所へ対象地域を確認する) ○緊急安全確保の発令判断を行う	
	ホットライン (大和川河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	* 必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する * リエゾンを通じ、河川事務所に災害対策機械の派遣などの支援を要請する	
	ホットライン(奈良地方気象台から首長へ直接電話等で連絡)	○大雨特別警報の住民への周知を行う	
	※水防警報(状況) 総務課にメール、FAXにより送付	* 水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
危険箇所では番条水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 【番条水位観測所(水位 2.97m)】 <警戒レベル4>	ホットライン (大和川河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	●氾濫シミュレーションの結果等を確認し、緊急安全確保を発令する ○各災害対策班で災害応急対応を行う	
	※水位周知情報(氾濫危険情報) 総務課にメール、FAXにより送付	○要配慮者施設等に水位周知情報(氾濫危険情報)を伝達する	
	水位周知情報(氾濫発生情報) 総務課にメール、FAXにより送付	○防災体制をさらに強化する(応急復旧体制) ○住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する ○避難者への支援を行う ○各災害対策班で災害応急対応を行う	
	ホットライン (大和川河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	○災害対策用機械の派遣を要請する	
		* 氾濫シミュレーション結果等を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する	
危険箇所では堤防天端に水位が到達するおそれがある場合 【番条水位観測所(概ね水位 3.66m)】 (氾濫開始相当水位) <警戒レベル5>	水位周知情報(氾濫発生情報) 総務課にメール、FAXにより送付	○防災体制をさらに強化する(応急復旧体制)	
	ホットライン (大和川河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	○住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する	
		○避難者への支援を行う	
		○各災害対策班で災害応急対応を行う	
		○災害対策用機械の派遣を要請する	

※「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月内閣府(防災担当))」に基づき記載しています。各項目については、各市町村の地域防災計画等に基づき見直しをお願いします。